

標題

ホンコン籍船の船員居住設備について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0552
発行日 2003年10月28日

各位

ホンコン政府より、船員居住設備について、現行のILO条約No.92に加え、ILO条約No.133も適用するよう通知がありましたので、お知らせいたします。弊会は同国籍に新たに登録される船舶の船員居住設備について、以下により検査を実施いたしますので、関連資料を最寄りの弊社支部・事務所までご提出下さい。

1. 適用等

(1) 新造船:

ILO条約No.92及びNo.133に適合すること。

なお、既に弊社へ入級申請済みの新造船にあつては、ILO条約No.92を標準とし、できる限りILO条約No.133に適合すること。

(2) 新たに同国籍に登録される就航船:

できる限りILO条約No.92及びNo.133に適合すること。

(3) 同条約に適合していない事項に対する免除の決定は、ホンコン当局が行う。

2. 提出図面

(1) ILO条約No.92及びNo.133の適合性判断に必要な図面（居室配置図、通風・空調装置、居住区給排水管装置、照明装置、衛生設備等）

- 各2部（申請者返却用、弊社支部用）

(2) 「居室配置図」の完成図

- 各2部（ホンコン当局送付用、弊社控用）

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会（ClassNK）

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。